平成２２年（フ）第７５９号
栃木県那須塩原市東原３番地1135
債務者　岩渕　敬子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７６１号
栃木県芳賀郡茂木町大字入郷535番地
債務者　小森　節子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７６７号
栃木県宇都宮市西川田３丁目19番５号
債務者　庄子　紀子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７８１号
栃木県鹿沼市上野町13番地８　ガーディニアウワノ　５号、前住所栃木県下野市上古山588番地１
債務者　篠崎　裕一
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２９０１号
神奈川県鎌倉市材木座２丁目５番31号
債務者　加瀬　裕久
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７６号
秋田県大仙市角間川町字中木内169番地３
債務者　鎌田　敏子（旧姓手塚）
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第５００号
岡山市北区駅元町８番24号　イズミハイツ201
債務者　藤原　　明
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６７１号
岡山市中区高島新屋敷５番地　ヴィラ高島102
債務者　鈴木　信一
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７２７号
岡山市北区東古松499番地１　コーポ蘭102号、前住所岡山市北区神田町１丁目11番30―２号　ロイヤル神田110号
債務者　松本　　司
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７７２号
横浜市港南区野庭町635番地　野庭住宅10棟107号
債務者　寺田とし江
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７６号
広島県福山市新涯町３丁目３番26号
債務者　野田　大祐
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後１時10分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３２４号
静岡市葵区瀬名中央３丁目28番15―307号
債務者　吉野　雅俊
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４１７号
静岡市葵区羽高18番地　羽高団地13棟369号
債務者　平木　江美
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５７４号
静岡市葵区安倍口団地７番18―637号
債務者　竹下　錦一
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６１２号
静岡県牧之原市静波2306番地２　松下コーポ201
債務者　メロ　ミレ　ヤマダ　デ
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６３５号
静岡県御前崎市御前崎49番地の15
債務者　スズキ　マリア　ルイサ　ベラスコ
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部